

## 病後児保育事業について（報告）

### 1 概要

病後児保育は、児童が病気又はけがの回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を保育所又は認定こども園に付設された専用スペースで一時的に保育する事業です。

本市では「南海かもめ認定こども園」で委託事業として実施していますが、平成30年4月に開園した「えびす認定こども園」に専用保育室を整備しており、11月から実施する予定です。

### 2 事業の内容

対 象 者：保育所又は認定こども園で保育の実施を受けている児童で、病気又はけがの回復期にあることから集団保育が困難で、かつ、保護者の就労等の都合により家庭での保育が困難であると認められる児童

利用期間：1回の利用につき連続して7日以内の期間

利用時間：午前8時から午後6時まで

利 用 料：生活保護世帯及び市民税非課税世帯 0円

所得税非課税世帯 500円

所得税課税世帯 1,000円

### 3 事業の実績

年 度	H26	H27	H28	H29
延利用児童数	20人	25人	46人	43人